

他人をつくる村

関 沢 まゆみ

一 はじめに

敦賀市白木は近世以来分家制限を行なっており、現在も一五軒だけで村が構成されている。美浜原子力発電所と高速増殖炉もんじゅが建設される以前は交通の便が悪く、特に冬は雪に閉ざされたこの小さな村は「陸の孤島」ともいわれていた。⁽¹⁾

白木の通婚圏をみると、最近でこそ他県から嫁を迎えるようになったが、以前は通婚圏が狭く、村内の結婚が主であった。そこで、白木の人は「辿ればどの家とも血がつながっており、皆親戚同士だ」という。

この村落運営の主体となるのは、コシユ（戸主）といわれる家の代表者であり、一五人の戸主が集まってオヤジラ（親父ら）という仲間をつくっている。戸主は数え六〇歳になると、オヤジラを引退し、ジーサンラ（爺さんら）といわれる隠居仲

間に入る。そして父親が六〇歳になった年に、息子がアンニヤラ（兄ら）といわれる若衆組織からオヤジラに昇格する。この男子の移行に対して、配偶者は一年遅れで、息子の嫁はムスメラ（娘ら）からカカラ（姉ら）に、また戸主の妻はカカラからバーサンラ（婆さんら）という隠居に移行していく。父親が早死にした場合には、長男が一歳以上であれば、子供が戸主となり、アンニヤラを飛び越してオヤジラに仲間入りする。逆に父親の結婚が早く、若い時の長男の場合、父親と息子の年齢差が小さいため、息子は一七歳でアンニヤラに入った後、四〇歳過ぎまで戸主になれないことになる。家によつては、祖父が六〇歳前でオヤジラにいるため、父親と息子が二人でアンニヤラにいるという例もある。つまり、ここでは戸主の六〇歳という年齢が基準になって、一五人の戸主を確保しているのである。⁽²⁾

このように、分家制限と村内の結婚という二つの特徴をもち、

村中が親戚になつてゐるという白木の場合家同士のつき合いはどのようにされているのであろうか。本稿では、葬式における一五軒それぞれの家の役割の分担の仕方から、家と家のつき合いの特徴を明らかにしたい。

これまでの民俗学における葬式に関する調査報告をみると、儀礼的な部分を時間の経過にそつて記述するものと、葬式組を中心とした社会組織に記述の中心があるものとに分けられて、両者を統合的に記述したものが少ないことに気づく。つまり同じ民俗を対象としながら、記述内容が分離していたのである。

その結果、葬式における地縁関係者(葬式組)と血縁関係者(家族親族)の間の具体的な役割分担が明確にならないという欠点があつた。その点を追究せずに、日本人の葬式は葬式組といわれる地縁関係者によつて執行されるものであるということが常識とされてきた感がある。本稿はこの点に疑問を提する意味を込めた報告である。

二 主親類・小親類・他人

白木では、何代か迎れば、どこの家とも血がかかつており、村中皆親戚であるということが自明のこととされている。実際、白木の現戸主の配偶者の実家、および先代、先々代の戸主の配偶者の実家の所在地をみると、現在では埼玉県、茨城県など他県から嫁いできた者もいるが、先代までは村内における結婚が

ほとんどであり、他には美浜町菅浜との通婚がみられる程度であつたことがわかる(表1)。

そして、このように村中が親戚関係にある一五軒は、自分の家に対して他の一四軒との関係をオモシンルイ(主親類)・コンルイ(小親類)・タニン(他人)の三種類に分けている。村落を形成する一五軒全てがこの三つの関係に分類されており、主親類でもない、小親類でもない、他人でもないという、いわば関係のない家はない(表2)。各家で、主親類は三から七軒、他人も三から五軒、残りが小親類になつてゐるのがふつうである。主親類は濃い親戚づき合いをする家、小親類が少し親戚づき合いをする家、そして他人は親戚づき合いをしない家のことだといわれている。また表2をみると、①の家にとつて②は小親類だが、②の家にとつて①は他人であるというように、家と家の関係がお互いに対応していない場合もある。

主親類については「昔の重い親戚」といわれているだけで具体的な家同士の関係が不明瞭な場合もあるが、主親類の由来が比較的よくわかる②⑤⑦⑩⑬の事例をみていきたい。

②の家にとつては主親類が三軒、小親類が七軒、他人が四軒である。②と主親類③⑧⑬の三軒の関係をみると、③は②の戸主の配偶者(栄子)と先代の配偶者(ゆき)の共通の実家、⑬は②の先々代の配偶者(イシ)の実家、⑧とは③との関係(⑧の先々代の配偶者カメの実家が③であり、②は③からゆきと栄子二代続けて嫁をもらつてゐるため)で主親類になつてゐる。

表 1 白木の通婚圏

	戸主の妻	先代の妻	先々代の妻	先々々代の妻
1	敦賀市	6	13	美浜町丹生
2	3	3	15	
3	敦賀市	○美浜町菅浜	5	
4	美浜町菅浜	美浜町佐田		
5	埼玉県	7 + 11	7	○
6	○美浜町日向	美浜町菅浜	11	3
7	茨城県	10	14	13
8	—	美浜町菅浜	④	3
9	大飯郡大島	15	1	4
10	—	大阪府	⑨	8
11	敦賀市	6	美浜町菅浜	⑨
12	福井県三国	美浜町菅浜	9	
13	—	○越前町	⑭	④
14	茨城県	敦賀市	美浜町菅浜	
15	敦賀市	6	①	敦賀市

凡例 ○：ハエヌキ（跡取り娘）

Ⓜ：養子の実家 +：両養子

□：未確認

⑬の家にとっては主親類が四軒、小親類が六軒、他人が四軒である。⑬と主親類①④⑦⑭の四軒の関係をみると、⑭は養子にきた先々代（常吉）の実家、①と⑦は⑬の先々代の妻（サキ）の姉妹（ナカ、シズ）の嫁ぎ先、

⑤の家にとっては主親類が三軒、小親類が六軒、他人が五軒である。⑤と主親類③⑦⑪の三軒の関係をみると、③は⑤の先々の姉妹（イシ）の嫁ぎ先、⑦は⑤の先々々代の姉妹（フサ）の嫁ぎ先、⑪は先々々々の配偶者（イト）の実家である。この場合も⑤と③の関係は他人であったが、イシが⑤から③へ嫁いだことよって主親類になった。

⑦の家にとっては主親類が四軒、小親類が七軒、他人が三軒である。⑦と主親類⑤⑩⑬⑭の四軒の関係をみると、⑩は⑦の先代の配偶者（喬子）の実家、⑬は⑦の先々々の配偶者（シズ）の実家、⑭は⑦の先々々々の配偶者（フサ）の実家、⑤は先々の姉妹（トメ）が嫁いだが、子供ができなかったため、先代の姉妹（光子）が嫁ぎ、トメと光子の二代続けて⑦から⑤に行つたため、主親類になっている。トメが嫁ぐ前は⑤と⑦は主親類でなかった。

⑪の家にとっては主親類が六軒、小親類が五軒、他人が三軒である。⑪と主親類①⑤⑥⑨⑫⑮の六軒の関係をみると、⑤は⑪の先代の弟（春治）の養子先、⑫は先々々々の妹（リキ）の嫁ぎ先、⑨は⑪に養子にきた先々々々の実家、①と⑮は先代の配偶者の姉妹（文子と広子）の嫁ぎ先という関係で主親類になっている。⑪にとつて①と⑮は小親類であったが八重子の姉妹の結婚を機に主親類になった。

表 2 A 欄の家番号からみた主親類(◎)小親類(△)・他人(×)の関係

A \ B	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	●	×	△	×	△	◎	△	△	◎	△	◎	×	◎	△	◎
2	△	●	◎	×	△	△	△	◎	△	△	△	△	×	△	◎
3	△	◎	●	△	◎	◎	△	◎	△	△	△	×	×	×	◎
4	×	×	△	●	△	△	△	◎	◎	×	×	×	◎	◎	△
5	△	△	◎	△	●	◎	◎	×	△	×	◎	◎	×	×	×
6	◎	△	◎	△	△	●	×	△	×	△	◎	△	×	×	◎
7	△	△	△	△	◎	×	●	×	△	◎	△	×	◎	◎	△
8	△	◎	◎	◎	×	△	×	●	×	◎	△	△	△	△	△
9	◎	△	△	△	△	×	△	×	●	◎	◎	◎	△	△	◎
10	△	×	△	×	×	×	◎	◎	◎	◎	●	×	△	△	△
11	◎	△	△	×	◎	◎	△	△	◎	×	●	◎	△	×	◎
12	×	△	×	×	△	△	×	△	◎	△	◎	◎	●	△	×
13	◎	×	×	◎	×	×	◎	△	◎	◎	△	△	●	◎	△
14	△	△	×	◎	×	×	◎	△	△	△	×	×	◎	●	×
15	◎	◎	◎	△	×	◎	△	△	◎	×	◎	△	△	×	●

(注) 本文にも述べたように家と家の関係が対応していない場合もある。

④は養子にきた⑬の先々々代(半治郎)の実家である。

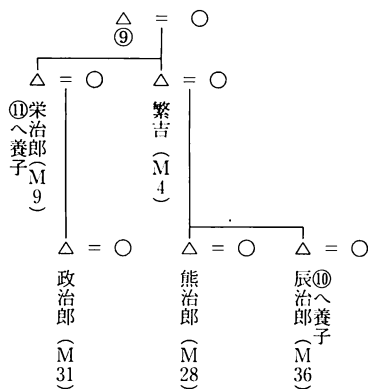
以上より、主親類は村内における家と家の婚姻によって結ばれる親戚関係であることがわかる。しかも現戸主だけでなく、先代および先々代、先々々代まで四代にわたる関係であり、五代目からは小親類になる。また主親類をつくる契機は家の跡取りの婚姻だけでなく、跡取り以外の子供たちが、村内の他家へ嫁(あるいは婿養子)に行けばその婚家と主親類の関係になる。たとえばA家にB家から嫁いできた嫁の兄弟姉妹が村内の他家(たとえばC・D)に嫁(あるいは婿養子)に行けば、A家はB家の他にC家やD家とも主親類になる。つまり村内の結婚によって主親類が再生産されることが特徴である。なお白木外に出た者の婚家は村の主親類とは別になる。小親類は主親類の家が変化したもので、四代目を過ぎた五代目以降の家を目安としている。

他人は(比較的)血がかかっていない家のことといわれている。⑤の場合⑧⑩⑬⑭⑮の五軒が他人である。このうち、「ほんまの他人で血筋でない」家は⑧⑩⑮の三軒である。他の⑬と⑭は⑤の家といことであるが、お互いに家としては他人ということにしているという。また⑩の他人は④⑤⑪⑮で、⑪の他

人は④⑩⑭である。ここで⑩と⑪は他人同士になっているが、血筋としては⑩と⑪の先々代がいとこ(図1)なので主親類である。しかし「家ごとのしきたりとして他人になっている」という。このように他人には、血筋でない「本当の他人」と、血筋がつながっているが「家ごとのしきたりとしての他人」のつき合いをしているものとの二種類があることがわかる。

三 葬式のつき合い

白木の旧来の葬送儀礼への村人の関与の仕方は、一九七七、八年頃敦賀市内に火葬場ができて葬儀社を利用するようになったことと、一九九三年に村の冠婚葬祭におけるつき合いの簡素



凡例 () 生年 数字 : 家番号

図1 ⑩と⑪の血縁関係

化が話し合われたことよって変化した。このことを前提に、以下、主親類、小親類、他人がそれぞれのように葬式の役割を分担しながら、初七日にあたるナノカノシアゲ(七日の仕上げ)、三十五日、四十九日に関わっているか記述したい。

お通夜と葬式、三十五日には主親類が一軒から二人ずつ手伝いに出て、男子は葬式の段取りを整え、女子は台所仕事を受けて持つ。一九九三年度につき合いの簡素化が話し合わせられ、葬式の日の料理は赤飯を廃止し、漬物を入れて七品になったが、それ以前は赤飯を炊き、一五サワチといって一五鉢分のおかずを用意しなければならなかった。また小親類は葬式当日だけ一軒から一人が出て手伝いをする。

もともと白木では、村はずれのサンマイにある火葬場で遺体を焼いて処理していた。この時シツボ(死壺)を掘って土台木を二本渡して棺桶をのせられるようにし、山から若松(二、三〇〇キロ)を切り出して火葬の準備をする。このオンボ役は他人の仕事であった。ただし一五歳前に死亡した子供や一月一日から一五日までに死亡した男女は火葬にせず、サンマイに土葬にした。この場合穴掘りをするのも他人の仕事であった。葬家の座敷で葬式が終わると、オンボ役の他人が棺をガンダイ(棺台)のせて浜に行き、浜での葬式を行なう。そしてサンマイに棺を運んだ。火葬場では三、四時間かけて、オンボ役の他人が遺体を焼いた。焼いた後の骨は村人全員でコツヒロイ(骨拾い)をして、海蔵寺(曹洞宗)の奥にあるハカバといわれる石

塔墓に納めた。このように棺に触るのは主親類などの身内ではなく、他人の役割とされてきた。現在では多くを葬儀社に任せ、敦賀市内の火葬場を利用しているが、それでも棺を祭壇から下ろして縁側から出して霊柩車にのせるのは他人の役目である。

葬式の香典は、たとえば主親類が三万円、小親類が一万円、他人が一万円とすれば、これに加えて主親類の場合には花代、供物代、寺の僧侶を呼ぶお金などで三万円、小親類で花代一万円というように、関係が濃くなるにつれて、香典以外にも出す費用が多くなる。特に白木では海蔵寺の本寺の僧侶を九人くらい呼ぶのが慣例となっているため、そのお布施をタノモシ(頼母子)といつて、主親類が協力し合つて出すので負担が大きいのである。

葬式後の供養には七日のシアゲ、三十五日、四十九日、一周忌、三周忌などの年忌の法事がある。七日のシアゲは葬儀当日の晩に葬家で行なう。かつては主親類の家は一軒から二人ずつ、小親類は一人ずつ、他人も一人ずつ出してお墓参りをし、御詠歌を唱え、葬家ではお参りの人に吸物、漬物、ご飯、五品のお膳を出した。しかし一九九三年の改正で「法要(従来)の年忌法事、初七日、三十五日」の講中(当区では「こおじ」と言われている)は親戚、他人を問わず、各家一名とする(傍線筆者、(一)内ママ)と決められたので、以後主親類、小親類、他人の区別をなくして一軒から一人ずつお参りすることになった。また、三十五日は各家の戸主がお参りしていたが、一九九三年の

改正後は戸主に限定せず各家から一人誰かがお参りすることになった。四十九日までは七日ごと(他に他人以外の者(主親類と小親類)が葬家に御詠歌をあげに来る。

以上より、白木では葬式にあたって、主親類は濃い親類として一軒から二人が手伝いに出て、葬式の段取りや台所仕事をしない、死後の供養にも参加し、小親類は葬式当日だけ手伝いに行き、また七日のシアゲから四十九日までの念仏供養へ参加するのに対し、他人はオンボ役という特別な役目を持ち、死後の供養には戸主として一軒から一人参加することになっている場合(中には参加するが、他人として特別招待されることはない)のである。このように主親類、小親類、他人という立場によつて葬式の役割が分担されていることが特徴である。⁽⁶⁾

そして、たとえば⑩の先々代(辰治郎)と⑪の先々代(政治郎)とは父親同士が兄弟で、二人はいとこ同士であったが、⑩の辰治郎の葬式にあたって⑪の政治郎は他人としてオンボ役をしたという例もあり、葬式では血縁で説明される実質的な身内のなかからも他人をつくり出すことがありうるということが大きな特徴である。

四 まとめ

かつてこの半農半漁の村では、戸主が中心になって地曳き網を一五軒共同で利用し、漁獲物を平等に分配し、黒海苔の口明

けを守り、田植えを共同で行なっていた。このような生業の中心になるのが戸主であった。また戸主は氏神社である白城神社の霜月祭り、トニンといわれる当屋の仕事を行なうほか、白木の一年間の行事に参加し、オヤジラのコモリ（籠り）や奇合にも必ず出なければならなかった。そして一五軒の代表者である戸主の話し合いによって意思決定がなされ、村落運営が行なわれた。また白木には産小屋があり、皆この産小屋で生まれ、白城神社の氏子になり、男子は霜月祭りのトニンをとつめ、アンニヤラ、オヤジラ、ジーサンラという仲間を移行し、女子も娘ラ、カカラ、バーサンラという仲間を移行しながら老年に達する。そして最期は村で一つのシツボで焼かれ、村人に骨を拾われて墓に入っていた。つまり産小屋で生まれ、村で一生をおくり、シツボで焼かれるというように、へその緒を切つてから灰になるまで村人皆が同じ場所を使うのである。このことに象徴されるように、ここでは家ごとの個性を強調するよりも、村人としての同質性を志向している。

このような分家制限と村内の結婚を背景にもち、村人としての同質性が志向されているとみえる村における家と家の関係について要点を整理しておきたい。

白木では一軒に対して残りの一四軒は、主親類、小親類、他人という三つの関係に分けられている。この主親類、小親類、他人の関係は固定したものではない。結婚によって小親類あるいは他人が主親類に移行したり、離婚によって主親類から他人

に変化したりするが、この三種類の関係は原則的には世代を重ねることによって自然に変化していくものである。主親類は村内の結婚によって成立した婚家と実家の関係を基本としている。一方他人は縁の薄い家から三、四軒に頼むのが基本であるが、血筋が薄れた本当の他人と意識されているものと、血筋が濃い家ごとのしきたりとして作られた他人の二種類がある点が注目される。しかも、実際はいとこの葬式で、本来なら主親類であるのに家ごとのしきたりとして他人に決められている場合には、他人として葬式に関わるといふ例もあり、身内という血縁関係の中からも他人をつくろうとする力が存在する。

葬式における役割分担では、主親類が台所に立ち、他人はオンボ役をする。香典の金額は主親類が最も高く、小親類、他人の順に減っていく。また、初七日以降四十九日までの供養では村人として参加する分については、主親類、小親類、他人ともに出席するが、親類として参加するものについては他人を除外している。

以上のなかでも特に特徴的なことは、他人という言葉が、単に、身内でない人、血縁のない人、親戚でない人というような意味で用いられているのではなく、家ごとのしきたりとしての他人という言葉方で、制度としてつくられた他人が存在している点である。しかも、一九九三年のつき合いの簡素化を記録した資料にも「他人」という言葉が用いられており、白木においてはこの言葉が特定の社会的意味を獲得していることがわかる。

先にも述べたように、白木は分家制限と村内の結婚の繰り返しによって、村中親戚のような村である。結婚によって主親類を再生産できるが、逆に他人をつくることの方が難しい。比較的縁の薄い方の家を三、四軒頼んで「他人になつてもらう」といい、身内の関係よりも他人としての関係を優先させることすらある。このように他人をつくらなければならない理由は何であらうか。

他人にしかできない最も大きな役割は、葬式のとくに棺をサシマイに運び、火葬をすることである。遺体に触れる仕事は身内にはできず、他人に依頼されることになっている。他人をつくることが必要とされた理由として直接遺体に触れ、それを処理するオンボ役は身内にはできないという意識、禁忌が存在しているからだと考えられる。

ところで白木では、菅浜と通婚があり、嫁の実家方の葬式に出た経験のある人が多い。菅浜では葬式は親と子だけでするという。そしてこのことについて「最後の別れだから親と子だけでするのが本当だと思う。白木のように他人任せにするのはおかしいと思う」という感想をもつ人が少なくない。実際、白木周辺地域でも菅浜、敦賀半島の縄間や立石では葬式の穴掘りや棺を担ぐ役割は親の葬式なら子供がするものであるという話が聞かれた。また一九九三年に筆者が調査を行なった新潟県南魚沼郡津南町赤沢でも火葬であったが、親の遺体を焼くのは子供たちの役割で、村はずれの焼き場で一晩かけて菰に包んだ遺体

を棒でつつきながらよく焼いたという衝撃的な話も聞かされた。⁽⁷⁾ 葬式は親と子するのが本当で、他人任せにするのはおかしいという白木の人の言葉や、家ごとに他人をつくるしきたりの存在から、白木でもともと葬式は身内が行なっていた可能性があり、それがやがて葬式は他人が行なうものとする意識の普及により、他人をつくるという方法がとられるようになっていったのではないかと推定される。この白木の事例は、各地で一般的な身内は葬式に一切手を出さず、葬式組といわれる地縁者集団によって、台所の賄いもオンボ仕事も行なわれるという形とは異なる注目すべき事例と考えられるのである。

注

- (1) 敦賀市白木については、西垣晴次「白木浦の祭礼聞書―福井県敦賀市白木浦―」(『社会と伝承』四―三一―九六〇年所収)、山路恵子「北陸―海村の村落組織―福井県敦賀市白木浦の年令・世代階層制を中心として―」(『民族学研究』三七―四―一九七三年所収)、谷川健一・西山やよい「産屋の民俗―若狭湾における産屋の聞書―」(『国書刊行会』一九八一年)などの先行研究がある。

- (2) 白木の戸主と六〇歳という定年については、関沢「村落における年齢の二つの意味―『家』と『個人』の視点から―」(『帝京史学』一一―一九九六年所収)にお

いて述べている。

(3) オモシシルイについては、主な親類という意味合いで「主親類」と表記することにした。ただ重い親類という意味合いもある。

(4) 自分の家の主親類、小親類、他人はわかっけていても、主親類である理由について、村人自身も「昔の重い親戚」というだけで、具体的に何代前からの関係か判断できない場合も少なくない。

(5) 明治四〇年生れの女性が先代から聞いた話としては、「正月一五日までは外で火を焚かんから」大人も土葬にするという。

(6) 結婚する時には、「白木の仲人」をたてるのが慣例になっており、仲人役は主親類から一人頼む。たとえば一九七八年に敦賀市内で結婚式をあげた⑮の場合、市内で会社勤務をしていた時に上司の紹介で、同じ敦賀市内に住む女性を紹介された。本来なら世話をしてくれた上司を仲人にするが、「白木では白木の仲人をたてることになってるから」ということで主親類の⑨を仲人に頼んだ。仲人は結納と結婚式に挨拶をする。⑮の結婚式には白木の戸主を全員招待し、他人を上席にし、小親類、主親類の順に下座についた。

⑤（一九〇七・明治四〇年生れ）は数え年一八歳で⑦から嫁いできたが、その時の祝儀は親類をよんで

ちよつと盃事をした程度で、一九四五年頃までは祝儀の席に他人は座らなかつたという。戦前までは結婚式に他人はよばなかつたが、戦後他人をよぶようになり、しかも現在では他人を上席に座らせている。このように白木では葬式だけでなく結婚式の時にも、主親類、小親類、他人の区別が意識されていることを付け加えておく。

(7) 東京女子大学民俗調査団『赤沢の民俗誌』一九九六年

（東京学芸大学非常勤講師・民俗学）